

令和6年度事業報告

令和6年度の主な事業について下記のとおり報告します。

1. 事業について

令和6年度の当法人の事業としては、これまでどおり業務委託先から受注した嘱託登記申請（嘱託登記以外も含む）を、各社員の皆様において正確かつ迅速に処理し、納品をしていただきました。

継続的に登記案件を受託していた先は、公益財団法人栃木県農業振興公社（以下、「振興公社」という。）となります。

今まではありませんでしたが、佐野・足利のいわゆる安足地区の農地の所有権移転登記の依頼が増えました。現時点で当該地区に社員がいないところなので小山支部で受託してもらっております。

また、宇都宮大学東南部第1土地区画整理事業（以下「宇大東南部区画整理」という）の各種登記案件については、受託が継続しています。

主に金融機関の書類の遅れから第Ⅱ期と分類しています、地役権設定・抵当権抹消・当権設定登記に未処理案件が相当数残っている状態です。

保留地の所有権移転登記につきましても、相続の発生による権利者が未確定のものが若干数保留となっています。

区画整理管理チームにおいては、定期的に会議を開き、これまでに18回の打合せ（宇都宮市との打ち合わせ含む）を行いました。

総受託件数は、別紙「登記種別集計表」「発注先別集計表」のとおり令和5年度477件→令和6年度557件となりますが、宇都宮大学東南部第1土地区画整理事業に関する完了件数の集計が困難なところ、保留地の所有権移転登記件数については、受託会員一人あたり1件で計上してありますことご了承ください。

2. 業務委託契約について

当協会が嘱託登記業務委託契約を締結している相手先は次のとおりです。

- （1）栃木県県土整備部
- （2）栃木県農政部農地整理課
- （3）公益財団法人栃木県農業振興公社

- (4) 栃木県住宅供給公社
- (5) 栃木市
- (6) 芳賀町
- (7) 独立行政法人水資源機構
- (8) 宇都宮市（宇都宮大学東南部第1土地区画整理事業）

3. 会費について

会費の値上げにつきましては、宇大東南部区画整理の宇都宮市からの報酬の剰余分が生じそうなことからいったん保留としております。

4. 全国公共嘱託登記司法書士協会協議会について

脱退（退会）について、検討を継続しています。

納入会費は、毎年10万円前後となっております。（受取報酬額による。）

加盟協会は、14協会。宮城、岩手、東京、神奈川、千葉、茨城、栃木、山梨、長野、富山、大阪、兵庫、岡山、福岡です。

50単位司法書士会のうち、18単位会においては解散、その他未加盟（青森、愛知、埼玉等）があります。

主に長期未相続解消事業入札関連、司法書士法改正で動いています。